

農業は自然に人手を加えることによって成立しており、だからこそ生物多様性の確保について注意深く行う必要があるとの認識が重要と思われる。農林水産省として、農業と生物多様性との関係をどう捉えているのか示してください。

(答)

- 1 ご質問の中の「自然」が、人手がほとんど加わらない場合に成立する自然植生(わが国の場合、多くは森林)を指しているのであれば、確かに農業は、人間がそれらの自然植生を水田、畑、牧草地等に改変し、さらに、その土地の自然遷移を継続的に停止させることにより成り立っているものである。
- 2 他方、自然界の循環機能を利用することによって成り立つ農業生産活動が、長期間にわたり安定的に繰り返されることにより、二次的な自然環境が持続的に形成・維持されている。
- 3 また、農業は、生産基盤整備の手法や農薬・肥料の使用方法等によっては、活動地や周辺地域の生物多様性に影響を与えるものである一方で、育種素材等を確保するという観点から、農業の発展にとっても生物多様性の保全は不可欠な要素となっている。
- 4 農林水産省としては、農業生産活動が、自然界の循環機能や生物多様性と深い関わりをもつて成り立っているものであることを踏まえて、自然生態系の健全性の維持や生物多様性の保全等に配慮した生産手法の普及や生産基盤整備の推進等に努めて参りたい。

土地改良事業による生物多様性への影響についての実態・認識と、環境配慮のための取組、今後の整備方針について示してください。

(答)

- 1．土地改良事業は、生産基盤の整備を通じて、農業生産性の向上、農業経営の合理化を目指すとともに、持続的な農業生産活動を可能とすることにより自然環境の保全等多面的機能の向上にも資するものである。一方、事業の実施に伴い、生態系や景観等への影響が生じる可能性もある。このため、持続可能な社会を形成するためには、農業生産基盤の整備を担っている土地改良事業の実施に際しても、さらに環境との調和への配慮を進めることが重要である。
- 2．このため、前回ヒアリングでご説明したとおり、土地改良事業では、平成14年度以降採択の全事業において、市町村が住民と有識者の参加により作成する「田園環境整備マスタープラン」に基づいて、事業内容を自然と共生する環境を創造するものに転換していくこととしている。
- 3．また、現在、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会小委員会で、土地改良事業の実施に当たっての環境との調和についての基本的考え方と、環境に係る調査・計画策定及び設計に係る仕組み、留意事項をとりまとめた手引きの審議をお願いしているところである。

その中で、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域の実情に応じて可能な限り農村の二次的自然環境や景観等への負荷を回避し、また低減するための措置を講ずる必要があるということ、また、これまで失われた環境を回復し、良好な環境を形成するという視点も必要であること、さらに、このような取組みを進めることで、地域の二次的自然の保全・回復を図りつつ、徐々に地域の生物多様性や生態系の保全に資すること等のご意見をいただいているところである。
- 4．今後、小委員会での基本的考え方と手引きの取りまとめを受け、土地改良事業における環境との調和への配慮を推進してまいりたい。

生物多様性の観点からの草地（原野）、畜産の現状と取扱方針（考え方）
について、数値とともに示して下さい。

（答）

- 1 現在、我が国には、約 65 万 ha の牧草地が存在しており、これらの牧草地は家畜に必要な飼料作物の生産といった持続的な利用が行われる中で、工業的な土地利用とは異なり、多様な生物を維持する場として機能している。
- 2 また、我が国には、約 43 万 ha の野草地が存在し、これらの野草地は、特有の動物や植物等多様な生物を有しており、約 90 種もの絶滅の危機にある草原性植物が存在するなど、種の保存の上からも重要な役割を果たしている。
- 3 しかし、温帯モンスーンに位置する我が国では、自然状態では灌木などの進入により、雑木林に遷移するのが通常であり、これらの野草地は、自然のまま存在するのではなく、野草の刈り取りや家畜の放牧などによる草資源の畜産利用を通じ、人の手によって維持されている場合が多い。
- 4 一方、品種の均一化等による貴重な生物遺伝資源の滅失を防止することや、家畜改良の促進、地域の飼養環境に応じた多様な品種の活用、地域固有の在来種による生産振興を図る観点から、多様な遺伝的特性を持った遺伝資源の確保が必要となっている。
このため、畜産に関しては、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人家畜改良センター等の密接な連携のもとに、家畜及び飼料作物等の遺伝資源の確保等を図るためのジーンバンクの整備を実施しているところであり、現在、家畜については 157 点、飼料作物については 28,015 点を保存しているところである。
- 5 今後とも、牧草地や野草地の持続的利用を図るとともに、ジーンバンクの充実を図ることにより、生物多様性の維持に努めていく考えである。

鳥獣被害対策の考え方について、また、鳥獣被害額と対策事業費について示してください。

(答)

1 イノシシやサル等の野生鳥獣による農林業被害は、近年、中山間地域を中心に問題となっており、平成12年度の被害状況については、農作物での被害面積が約18万2千haで、被害金額は約224億円であった。森林被害については、被害面積のみの集計であり、約8千haであった。

2 農林水産省としては、農林業被害を防止するため、

- (1) 先進的な技術を導入したモデル地区を設定し、被害防止技術の確立・定着の推進
- (2) 侵入防止柵、電気柵等の被害防止施設の整備を推進
- (3) 被害発生原因の究明と対策技術の開発等の試験研究

を実施しているほか、野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林の造成など野生鳥獣との共存にも配慮して総合的に対策を実施しているところである。

なお、これらによる被害対策は、平成10年度以降、毎年約20億円以上の実績額で推移している。

(参考1)

鳥獣による農作物被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類									小 計
	スズメ	カラス	カモ	ムナドリ	ヒヨドリ	ハト	キジ	サギ	その他	
57	85.7	28.7	19.6	7.9	7.9	16.4	0.6	-	4.8	171.6
62	79.6	41.7	25.5	6.6	10.9	25.0	0.4	-	5.6	195.4
3	58.1	56.9	30.4	6.6	9.4	19.8	0.6	-	7.2	189.0
4	56.2	64.1	35.5	8.9	7.1	26.4	1.0	-	6.1	205.2
5	53.1	54.6	26.4	7.8	6.9	18.1	0.6	2.0	3.0	172.4
6	56.6	51.2	23.0	6.7	9.7	25.0	0.5	1.7	4.6	179.1
7	45.7	45.0	19.8	6.8	6.0	18.3	0.4	1.4	2.3	145.8
8	51.3	52.8	15.8	9.2	18.5	15.3	0.4	2.1	3.9	169.3
9	48.7	60.3	16.8	9.6	9.2	15.6	0.7	4.0	4.1	168.8
10	40.0	46.2	12.6	6.4	13.3	12.3	1.0	2.3	2.6	136.7
11	31.5	44.6	11.3	5.6	6.4	9.6	0.8	1.9	1.3	113.1
12	27.6	39.9	9.2	5.2	7.1	8.1	1.0	1.9	1.0	100.9

年 度	獣 類										小 計	合 計
	アライグマ	ウサギ	クマ	イノシシ	エゾウサギ	サル	シカ	アライグマ	タヌキ	その他		
57	37.7	3.4	0.5	9.7	1.2	1.3	0.2	-	-	3.3	57.3	228.9
62	24.0	4.1	0.3	10.2	0.4	3.3	-	-	-	10.6	52.9	248.2
3	17.4	3.3	2.4	14.6	0.6	4.9	27.5	1.0	-	2.1	73.7	262.7
4	13.5	2.6	1.1	16.3	0.6	5.8	22.9	0.5	-	2.9	66.1	271.3
5	11.9	3.5	1.0	17.9	0.5	5.7	24.9	0.6	2.5	1.8	70.4	242.8
6	9.1	1.7	0.9	15.1	0.4	5.8	45.3	0.8	1.3	3.0	83.4	262.4
7	6.0	1.6	1.1	15.9	0.4	6.3	108.9	0.9	1.1	3.0	145.2	291.0
8	9.5	1.7	1.6	18.6	0.8	7.1	31.7	0.6	2.6	3.6	77.7	247.1
9	6.2	0.8	1.8	18.4	0.6	6.3	40.0	0.5	2.6	2.3	79.4	248.3
10	8.7	1.2	0.9	15.1	0.2	5.4	39.3	0.5	1.2	2.2	74.8	211.5
11	4.0	0.8	1.0	19.1	0.5	6.1	28.2	0.4	0.8	3.3	64.2	177.3
12	3.5	0.6	0.9	19.9	0.6	5.9	47.7	0.4	0.8	1.4	81.6	182.5

(注) 都道府県の報告による(都道府県は、市町村等からの報告等を基に把握を行っている。)
「-」は未調査。ただし、平成3～4年度のサギ及びタヌキはその他に含まれる。
小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

鳥獣による農作物被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類									小 計
	スズメ	カラス	カモ	ムナドリ	ヒヨドリ	ハト	キジ	サギ	その他	
11	1,338.4	4,062.8	551.5	861.7	816.3	726.5	68.6	119.0	154.2	8,699.1
12	1,421.5	4,325.6	566.2	766.5	1,038.5	691.2	29.9	71.1	174.1	9,084.6

年 度	獣 類										小 計	合 計
	アライグマ	ウサギ	クマ	イノシシ	エゾウサギ	サル	シカ	アライグマ	タヌキ	その他		
11	224.4	82.2	489.4	4,363.9	10.3	1,411.7	4,878.0	198.1	215.7	431.6	12,305.2	21,004.3
12	178.9	86.1	1,055.0	5,211.3	2.8	1,291.5	4,778.8	176.9	234.7	311.6	13,327.4	22,412.1

(注) 都道府県の報告による(都道府県は、市町村等からの報告等を基に把握を行っている。)
「-」は未調査。
小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

鳥獣による森林被害面積

(単位：千ha)

年度	シカ	カモシカ	イノシシ	クマ	ノウサキ	ノネズミ	サル	合計
57	1.1	2.1	0.1	0.2	5.9	3.7	0.0	13.1
62	1.4	1.8	0.8	0.2	2.6	1.9	0.0	8.6
3	2.8	1.9	0.3	0.2	1.7	0.7	0.0	7.5
4	3.1	1.9	0.5	0.2	1.4	1.2	0.0	8.4
5	3.9	1.9	0.5	0.2	1.2	1.3	0.0	9.0
6	4.0	1.7	0.4	0.2	1.0	0.8	0.0	8.2
7	4.1	1.8	0.5	0.3	1.2	0.5	0.2	8.6
8	5.7	1.7	0.6	0.4	1.1	0.3	0.0	9.7
9	4.4	1.8	0.3	0.5	0.8	0.2	0.0	7.9
10	4.0	1.3	0.3	0.4	0.7	1.8	0.3	8.7
11	3.9	1.3	0.4	0.5	0.7	0.6	0.6	8.0
12	4.6	1.0	0.5	0.6	0.6	0.3	0.7	8.2

(注) 都道府県及び森林管理(分)局からの報告による。

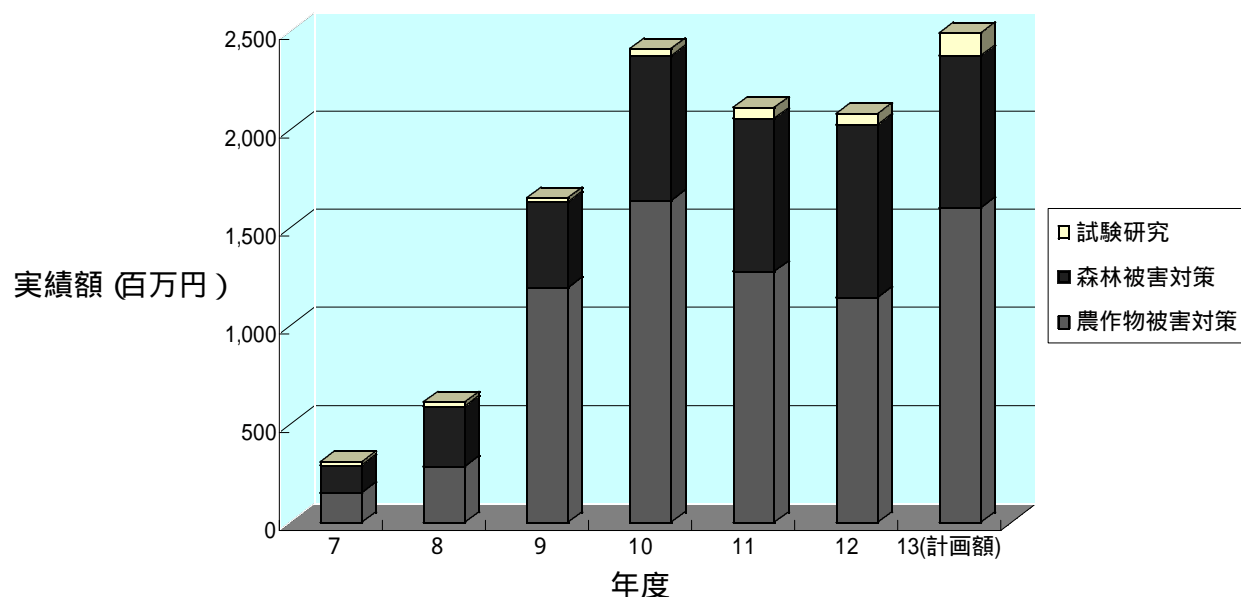
鳥獣による農林業被害防止対策関係 13年度予算(農林水産省)について

(単位:百万円)

担当局	事業名(注1)	13年度 予算額 (注4)	補助率	事業内容	備考
生産局	農業生産総合対策事業 うち国内農業生産流通体制整備強化対策事業(鳥獣害防止)	29,017 の内数	1/2 以内	低コストで効果的かつ先進的な技術を実証し、先進的被害防止システムを確立。被害防止に必要な知識を普及するための広域的啓発活動を実施。農作物鳥獣被害測定マニュアルの策定。	
	うち農業生産総合対策条件整備事業			条件整備のうち共同利用施設として農作物被害防止施設(鳥獣害防止施設)を整備。(例:被害防止柵、防鳥ネット等。)	補助メニューのうちの1つ。
畜産局	畜産振興総合対策事業 うち自給飼料増産総合対策事業	3,548 の内数	1/2 以内	飼料生産に係る総合的な条件整備の一環として、被害防止柵を整備。	補助メニューのうちの1つ。
	畑地帯総合整備事業(緊急整備型) [公共]	7,089 の内数	1/2 以内	生産基盤の総合的整備の一環として被害防止柵、防鳥ネット等を整備。	鳥獣被害対策は補助メニューのうちの1つ。
畑地帯総合整備事業(担い手育成型) [公共]	30,744 の内数	1/2 以内	担い手農家の経営安定のための生産環境整備の一環として被害防止柵、防鳥ネット等を整備。		
畑地帯総合整備事業(担い手支援型) [公共]	4,854 の内数	1/2 以内	担い手農家の経営安定のための生産環境整備の一環として被害防止柵、防鳥ネット等を整備。		
農村総合整備事業(注2) [公共]	18,469 の内数	1/2 以内	農用地の改良又は保全の一環として鳥獣害防護施設を整備。		
農村振興総合整備事業(注3) [公共]	12,330 の内数	1/2 以内	農用地の改良又は保全の一環として鳥獣害防護施設を整備。		
中山間地域総合整備事業 [公共]	68,845 の内数	55/100 以内	生態系保全施設等整備の一環として、鳥獣侵入防止柵等を整備。		
中山間地域総合農地防災事業 [公共]	1,900 の内数	55/100 以内	国土保全機能持続対策の一環として、鳥獣防護施設(特認施設)を整備。		
農地保全整備事業 [公共]	8,102 の内数	1/2 以内	国土保全機能持続対策の一環として、鳥獣防護施設(特認施設)を整備。		
新山村振興等農林漁業特別対策事業	18,190 の内数	55/100, 1/2以内	農作物被害防除施設の整備及びこれと一体となった簡易な土地基盤・農業生産施設等を整備。		
棚田地域等保全整備事業	1,100 の内数	55/100 以内	棚田等の保全対策の一環として被害防止柵等を整備。		
振興局	ふるさと水と土ふれあい事業	2,600 の内数	55/100 以内	農地周辺環境整備事業の一環として鳥獣侵入防止柵等を整備。	
	人と野生生物が共生する農山村地域構築事業 うち鳥獣害対策情報伝達セミナー分	8	(注5) -	山村住民等の関係者に対し、鳥獣害対策に関する総合的な情報を提供。	
林野庁	森林保全整備事業(造林関係調査費除く) [公共]	46,515 の内数	3/10	適切な森林の整備の一環として、シカ等の防護柵、食害防止チューブ等の設置及び忌避剤の散布等を実施。	補助メニューのうちの1つ。
	うち野生鳥獣共存の森整備事業	(376)		下層植生の導入等野生鳥獣との共存をめざした森林整備等の実施。	
	森林空間総合整備事業 [公共]	2,325 の内数	1/2	「緑の回廊」等整備対策として、介在する民有林の野生動物の生息環境の保全・移動経路等の整備。	補助メニューのうちの1つ
	林業構造改善事業	15,341 の内数	1/2 以内	特用林産物(しいたけ、タケノコ等)への被害を防止するための防護柵等を設置。	補助メニューのうちの1つ
	動物被害防除体制強化事業	18	1/2 以内	被害の実態調査、連絡網等の整備、新たな被害防止技術の開発等による被害防止システムの整備。	
	動物被害防除事業等	126	1/2, 1/3, 3/8以内	殺鼠剤散布、ノウサギのくくりわなの設置等による防除の実施。	
研究機関	森林に対する動物被害対策調査 [公共]	14	(注5) -	動物被害の事例調査・分析を行い、被害対策の処方等、動物被害への対応マニュアルの策定。	
	森林の適正管理に係わる野生動物のアダプティブマネジメントの適用	10	(注5) -	野生動物の適切な保護管理を実施し森林被害を軽減するため、個体数調整後の影響(被害量)の把握手法等を検討。	
研究機関	国研プロジェクト研究等のうち鳥獣害関連課題・野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発ほか	106	(注5) -	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の個体群管理のための技術的検証 農林地の管理形態と野生鳥獣の相互関係の解明 農林業被害の社会経済的要因の解明及び軽減手法の開発等 	

(注1)平成13年度予算の事業名。(注2)「農村総合整備事業」には、統合補助事業分を含む。(注3)「農村振興総合整備事業」には、統合補助事業分を含む。(注4)13年度予算額には、重点化枠、特別枠を含む。(注5)補助事業ではない。

鳥獣による農林業被害防止対策関係事業の実績額について



(単位：百万円)

対 策	実 績 額						計画額
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
農作物被害対策	152	285	1,194	1,638	1,278	1,146	1,603
森林被害対策	140	306	437	738	780	880	774
試験研究	17	22	22	37	55	55	116
合 計	309	613	1,653	2,413	2,113	2,081	2,493

海棲生物（特に海棲哺乳類）の保護に関し、農林水産省としての方針及び具体的施策を示してください。

（答）水産庁としては、海棲生物については、保護と利用の両面から取り組んでいるところである。

1．水産動植物の保護については、水産資源保護法（昭和26年12月17日付け法第313号）で水産動植物の保護のための採捕制限や保護水面の指定など行うことができる仕組みになっている。

2．また、「野生水産動植物の保護に関する基本方針」（平成5年4月1日付け農告第293号）では、以下のような対応をとる仕組みになっている。

野生水産動植物についての「データブック」を作成する

毎年度、野生水産動植物の資源状況に関する調査分析を計画的に推進する

要保護野生水産動植物種の特定

保護増殖事業等の積極的展開/生息地保護のための保護水面制度の積極的活用

要保護野生水産動植物種についてその資源悪化の状況に応じ水産資源保護法第4条第1項の規定（採捕等の禁止）に基づく規制措置を講ずる

3．現在、海棲哺乳類については、水産資源保護法施行規則においてスナメリ、ジュゴン等水産動植物の採捕等の禁止を行っている。

また、一方で鯨類については、資源調査を実施し、資源の豊富な種（例：イシイルカ）については、国連環境開発会議（UNCED）で採択された「科学的根拠に基づく持続的利用の原則」に基づきその利用を図っている。

移入種に関する、農林水産省（水産庁に限らず）としての認識と対策の考え方について示してください。特にブラックバス等の外来魚の根絶に向けた具体的施策を示してください。

（答）

1．基本的な考え方

国外あるいは地域外からの移入種については、国内の農林水産業に支障を与えることのないよう、農作物、家畜等に悪影響を及ぼす動植物種等の侵入を適切に規制することが必要である。

2．農林漁業関連の移入種の規制

農作物に対して有害な動植物種については、「植物防疫法」に基づき国内への侵入を防止するための措置を講じている。

また、動物については、「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜の伝染性疾患の国内への侵入を防止するための動物検疫及び国内に侵入した家畜の伝染性疾患を撲滅するための家畜伝染病予防事業を実施している。

さらに、林業種苗の輸入に関しては、「林業種苗法」により、国内林業に著しい悪影響を生じ、又は生ずるおそれのある劣悪な種苗は、輸入を規制することができることになっている。

一方、水産動物については、「水産資源保護法」により、特定の伝染性疾患にかかっているおそれがある種苗は、輸入を規制することができることになっている。また、外来種による在来種への影響を考慮しつつ、外来種の養殖への導入等の需要にも対応していく必要が生じている。外国産種苗の国内移入については、その実態の把握に努めており、さらに、今後の外国産種苗の利用の拡大の可能性に備え、養殖対象となる外国産種苗の特性の評価や養殖を行う際の逸散防止技術の開発を進めていくこととしている。

3．ブラックバス等の外来魚の根絶に向けた具体的な施策

ブラックバス等の外来魚については、基本的にその生息数を減らしていくこととしている。

このため、

生息区域の無秩序な拡大を防止するための移植の制限、

生息数を減らしていくための駆除に対する支援や効率的な繁殖抑制技術の開発、等を実施しているところであり、今後ともこれらの事業を推進することとしている。

（事業内容等については第1回生物多様性国家戦略小委員会資料を参照）

なお、地域によっては、内水面の漁業権の対象としたり、地域振興に役立てているという実態もあることから、広く関係者の意見を聞きながら現実的かつ有効な方策について検討していくこととしている。

海鳥等の混獲についての実態データを示してください。

(答)

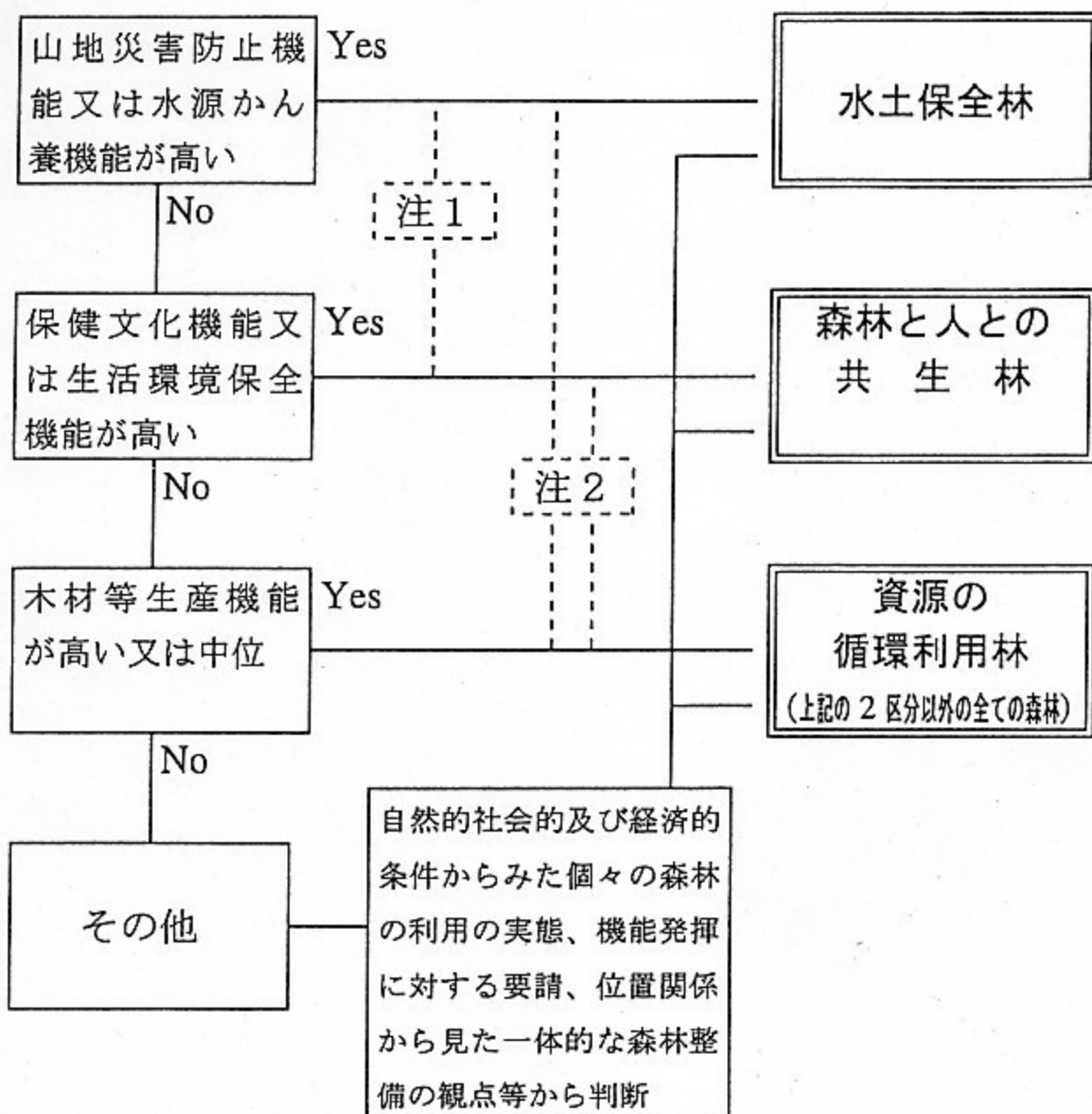
我が国の「はえ縄漁業による海鳥の偶発的捕獲の削減のための国内行動計画」は、本年2月に作成されたものであり、現在、実施の徹底のため、漁業関係者への普及・啓発活動を行っているところである。このため、現段階では海鳥の混獲に関するデータは集まっていない。

水土保全林、共生林、循環利用林の3区分と、保護林、保安林との関係をマトリックスで数量的に示してください。

(答)

- 1 森林の区分を定めるにあたり、保安林・保護林に指定されている森林については、その指定目的を勘案して区分することとして、現在区分の作業中である。
- 2 例えば、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等法令により森林の水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林については、通常、水土保全林に区分されるものと考えている。
- 3 また、保健保安林等法令により保健文化機能又は生活環境保全機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林については、通常、森林と人との共生林に区分されるものと考えている。
- 4 複数の種類の保安林が重複して指定されているなど、複数の機能の発揮が同時に求められる場合については、地域住民の意向等も勘案し、最も重視すべき機能により森林の区分を行うことが適当であると考えている。
- 5 国有林野において原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、遺伝資源の保存等自然環境保全機能の重点発揮を目的として設けられている保護林については、森林と人との共生林に区分される。
- 6 なお、国有林野については、平成10年の抜本改革において、管理経営の方針を公益的機能重視に転換する中でこのような考え方に沿った区分を行っている。

○森林の区分のイメージ



(注1) 保健文化又は生活環境保全機能の発揮を優先すべき森林について区分を調整。

(注2) 木材等生産機能が高く、かつ、立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて、積極的な木材生産を実施することが相当な森林について区分を調整。

(参考2) 保安林・保護林と森林の区分との関係

種類		水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
保安林	水源かん養保安林			
	土砂流出防備保安林			
	土砂崩壊防備保安林			
	飛砂防備保安林			
	防風保安林			
	水害防備保安林			
	潮害防備保安林			
	干害防備保安林			
	防雪保安林			
	防霧保安林			
	なだれ防止保安林			
	落石防止保安林			
	防火保安林			
	魚つき保安林			
	航行目標保安林			
	保健保安林			
風致保安林				
保護林				

注：保安林等の種類ごとに、通常考えられる森林の区分を示したもの。
 (なお、区分の決定に当たっては、保安林等の指定目的の他、自然公園法等の法規制、自然的、社会的及び経済的条件から見た個々の森林の利用の実態、機能発揮に対する要請、位置関係から見た一体的な森林整備の観点等から総合的に判断する。)

(参考3) 国有林野における保安林・保護林と森林の区分の関係(面積)

(単位:千ha)

区分	水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	計
保安林	2409	1584	55	4048
水源かん養保安林	1904	1213	48	3166
土砂流出防備保安林	445	279	6	730
保健保安林	1	59	0	60
その他	58	33	0	91
保護林	-	539	-	539

注:平成13年度4月時点で有効な国有林野施業実施計画による。

注:ゼロは単位未満、-は該当なしを示す。

注:保安林の種類が重複して指定されている場合には上位の区分に計上した。

注:資源の循環利用林に含まれる土砂流出防備保安林は、局地的なものであり独立して区分することは適切でないことから水土保持林への区分は行っていないが、土砂流出防備保安林の趣旨に沿った取扱がなされている。

河畔林の取り扱いの方針を示してください。

(答)

- 1 河畔林については、従来より水害防備保安林に指定する等により、その適切な保全を図ってきており、このような森林については、今後、重視すべき機能に応じて森林を区分するにあたっては、水土保全林に区分するなど、一層の適切な保全管理を図って参りたい。
- 2 また、水害防備保安林等に指定されておらず、森林の区分において、通常、資源の循環利用林に区分された森林であっても、沢筋などであって天然力の活用により健全な状態が維持可能な森林については、現地の状況に応じて天然生林施業により適切な保全、整備を行うことを基本として参りたいと考えている。

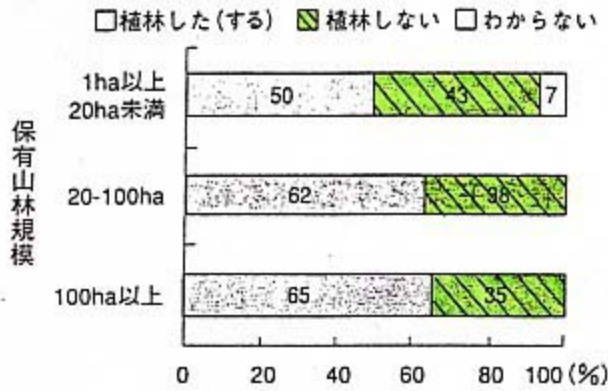
森林荒廃と管理不足との関係、及びその対策について、独立採算制度との関連も含め数量的に示してください。

(答)

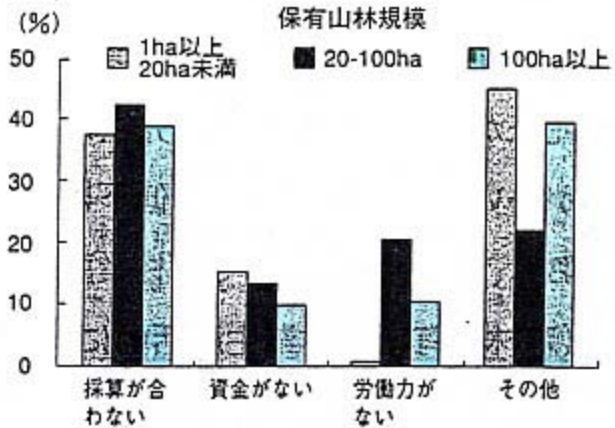
- 1 現在、我が国の森林の4割を占める人工林の相当部分が保育・間伐の手入れが必要な段階にあり、また近年の材価の低迷等による林業採算性の悪化等、林業を取り巻く厳しい状況により、森林所有者の大宗を占める小規模所有者層を中心に、所有森林に対する関心の低下が見られ、伐採後の適切な植栽が行われず、間伐が十分に行われずなど、手入れの行き届かない森林が発生している。
- 2 このため、林野庁では、新たな森林・林業基本法において、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本理念として位置づけるとともに、その理念を具体化するため、先般森林・林業基本計画を策定したところ。
- 3 森林・林業基本計画に基づき、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分し、区分に応じた望ましい森林施業を推進するとともに、
 - 間伐の助成対象を、市町村との協定の締結等を条件に最大45年生まで引き上げる等により150万haの森林を整備する「緊急間伐5カ年対策」の着実な実施
 - 公益的機能の発揮と森林資源の循環利用の促進等を図る観点から、一定の要件を満たした場合には最長90年生までの抜き伐り等に対して助成する長期育成循環施業の導入
 - 公益的機能の発揮に対する要請が高いものの、森林所有者等による林業生産活動のみでは森林の管理が適正に進まない場合には、治山事業等による公的関与等を推進することとしている。
- 4 なお、我が国の森林面積の3割を占める国有林野については、平成10年10月に成立した国有林野改革関連2法に基づき、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を基本とするものに転換するとともに、独立採算制を前提とした特別会計制度から一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行し、計画的な森林整備に努めているところである。

植林、間伐、主伐の実施状況と実施しなかった理由

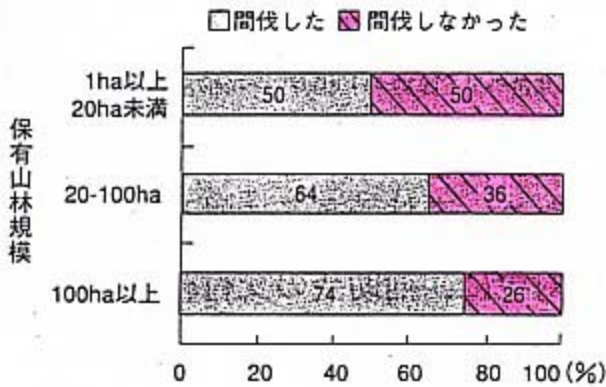
① 伐採跡地への植林の実施状況



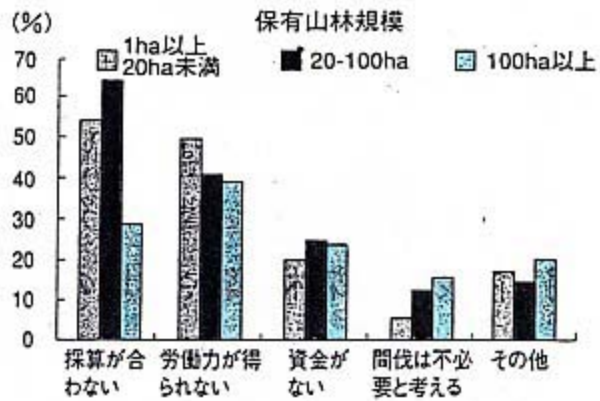
② 伐採跡地への植林を実施しなかった理由



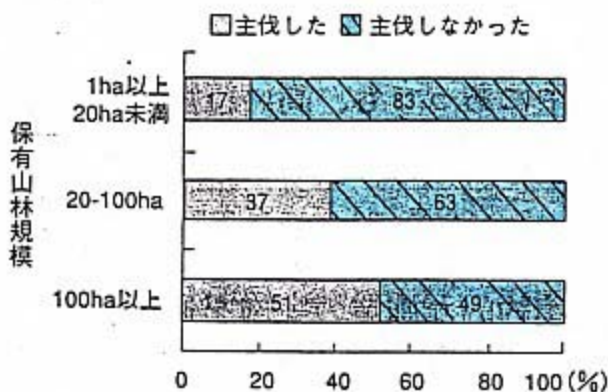
③ 間伐の実施状況



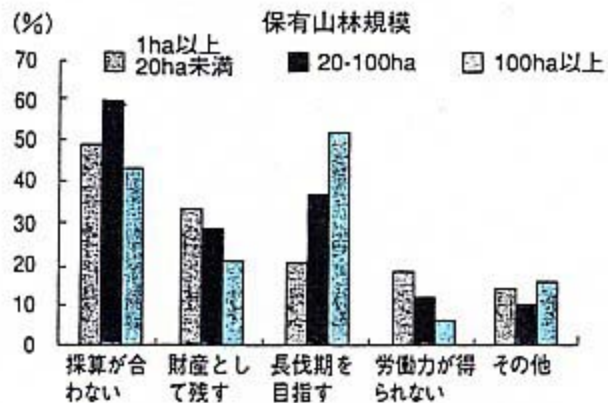
④ 間伐を実施しなかった理由



⑤ 主伐の実施状況



⑥ 主伐を実施しなかった理由



資料：農林水産省「山林保有者の林業生産活動に関するアンケート」（平成9年11月）

注：1) 本アンケートは、林家、会社、各種団体・組合を対象としている。

2) 間伐、主伐の実施状況は、過去5年間、間伐、主伐を実施した森林所有者と、間伐及び主伐対象山林があるにも関わらず実施しなかった森林所有者数の構成比である。

3) 間伐、主伐を実施しなかった理由については、5つの選択肢から複数回答。

緊急間伐総合対策（緊急間伐5カ年対策）

公益的機能の高い健全な森林を育成するとともに、花粉症対策にも資する観点から、150万haの森林を緊急かつ計画的に整備する「緊急間伐5カ年対策」を着実に実施

このため、防災の観点に立った間伐の推進、公共施設等への間伐材の利用促進等の取組を強化

平成13年度予算額 501億円（平成12年度当初予算額 476億円）

注1：下線は新規、拡充分 注2：端数処理により金額の計と内訳は一致しない

緊急間伐5カ年対策 425億円（400億円）

- ① 特定間伐等の実施（緊急間伐実施事業）
 - ・緊急に間伐が必要な森林の団地において、市町村と森林所有者との協定に基づき、8、9齢級を含めて間伐材の搬出・利用の促進を図る特定間伐の実施
- ② 市町村主導による間伐の推進（緊急間伐等森林整備推進事業）
 - ・森林所有者への施業の共同化の働きかけ、協定の締結等の推進
- ③ 間伐に直結した路網の緊急整備
 - ・新規路線の優先採択等により間伐に直結した林道の緊急整備
- ④ 防災機能を高める間伐の推進（機能低下保安林緊急整備対策等）
 - ・機能の低下した保安林において、治山事業による本数調整伐を実施

間伐材等利用促進対策 28億円（24億円）

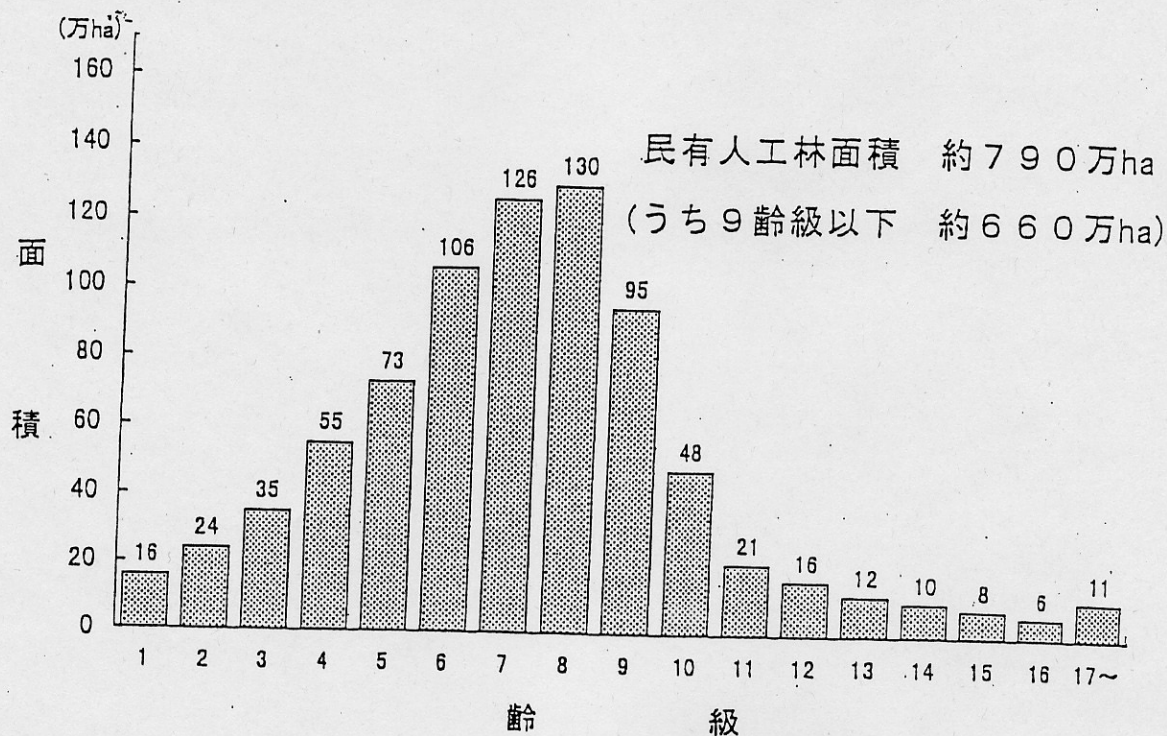
- ① 加工流通施設等の整備（林業構造改善事業）
 - ・間伐材等の効率的な加工流通施設、間伐材等利用推進モデル施設の整備等
- ② 公共事業等への利用、技術開発の推進（木の香る環境整備促進事業等）
 - ・関係省庁等との連携による公共事業や地域産業等への利用促進（工法、歩掛等の検討、公共土木資材等の試作等）、事務用木製品への利用促進
 - ・間伐材等木材の加工・利用技術の開発、需給情報システムの整備等
- ③ 木造施設の整備促進及び普及啓発（先駆的木造公共施設等整備促進対策等）
 - ・公共木造施設における間伐材等木材の利用の促進
 - ・木材利用に関する地域の幅広い普及啓発活動の推進等

緊急間伐推進の条件整備 47億円（51億円）

- ① 緊急間伐推進のための条件整備
 - ・林道・作業道のきめ細かな整備、機械作業システムの整備、林業機械の開発
 - ・市民、ボランティア団体等による森林整備への参加、森林サポーターの養成等
- ② 間伐推進体制の整備
 - ・都道府県、市町村、森林組合等の連携による間伐推進体制の整備、地域の間伐及び間伐材利用の推進への支援
 - ・マスコミへの情報提供を含めた幅広い普及啓発の推進等

間伐の実施状況等

○ 民有人工林の齢級構成 (平成11.3.31現在の推計値)



○ 間伐の実施状況

年 度	間伐実施面積	間伐材利用量	材 質		
			製 材	丸 太	原 材 料
6	19.6万ha	172万m ³	124	33	15
7	21.5	183	125	34	24
8	21.5	185	130	33	22
9	20.9	193	132	32	29
10	26.1 (大型補正予算による増)	238	169	38	31
11	23.7	212	151	34	27

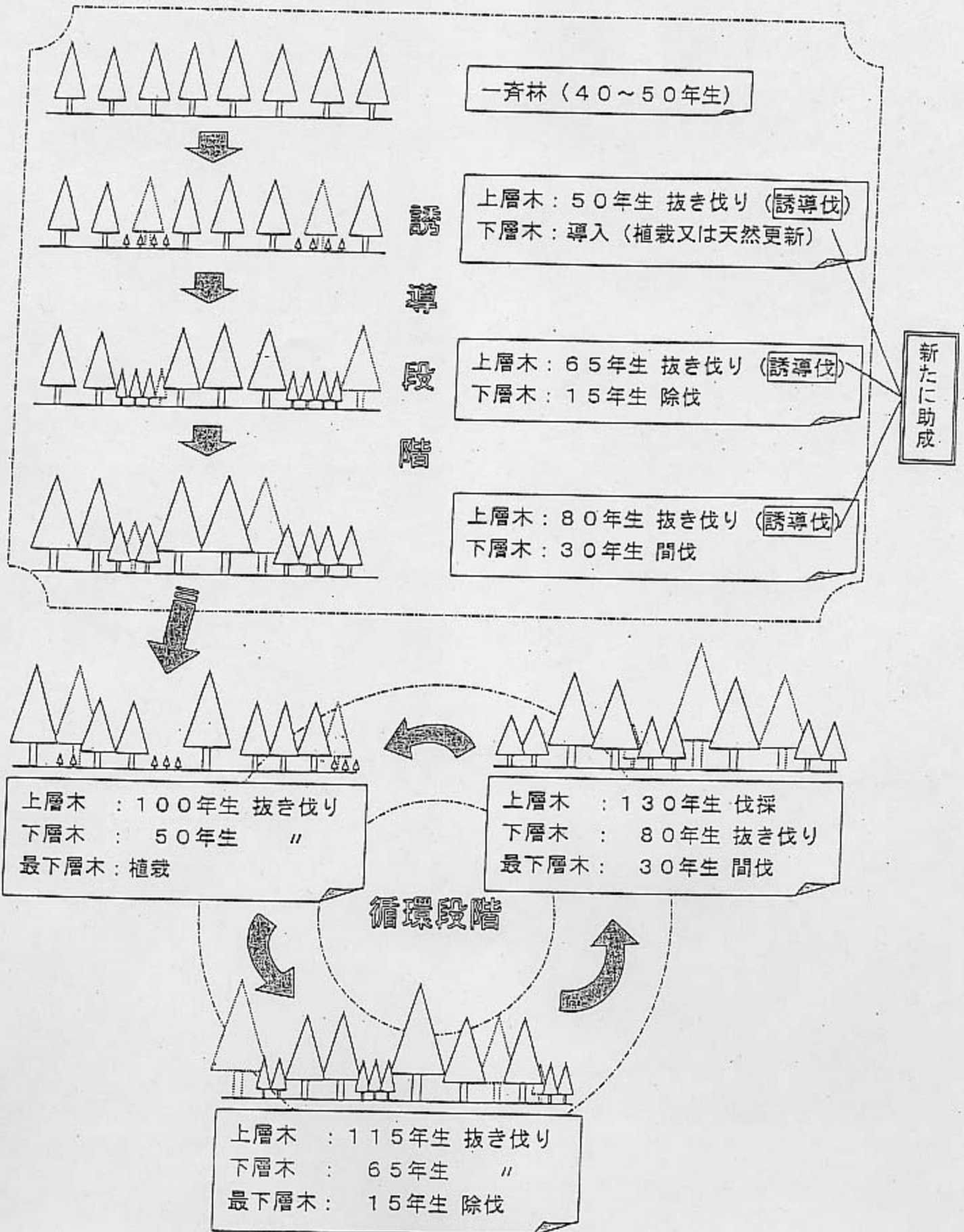
注)「製材」は建築材、梱包材等、「丸太」は足場丸太、杭、支柱等、「原材料」はチップ、おがくず等である。

○ 緊急間伐5カ年対策の間伐面積

	H12～16年度		H13年度 計 画
		H12年度 実績(見込み)	
間伐面積	約150万ha	30万ha	30万ha

注) 都道府県緊急間伐推進計画の集計結果(平成13年1月現在)による。

長期育成循環施業の体系 (イメージ)



公的関与による森林整備の実施

1 趣旨

木材価格の長期にわたる低迷等森林・林業を取り巻く情勢が厳しい中で、森林所有者によっては適切な整備が進み難く、整備水準の低下した森林が増加している。

このまま放置すれば、水源かん養機能の低下、土砂の流出・崩壊等につながり、公益的機能の発揮に重大な支障をきたす恐れがあることから、公益的機能の発揮に対する要請が高い森林について、治山事業、林業公社（森林整備法人）による森林整備を実施する。

2 事業内容

(1) 機能低下保安林緊急整備対策（治山事業） 2, 719（0）百万円

過密化し、表土の流出による崩壊や土砂、流木等の流出が発生するおそれのある水土保持機能が著しく低下した保安林について、機能回復に向けた本数調整伐等の対策を実施。

(2) 山地防災機能高度発揮対策（治山事業） 302（0）百万円

防災機能の高度発揮を図るため、治山施設の整備と併せて、複層林、混交林等の防災機能の高い森林の造成等を実施。

(3) 公的森林整備推進事業（森林保全整備事業）

5, 570（5, 552）百万円

森林整備法人等公的機関が、従来の分収方式による森林整備に加え、施業・経営の受託による森林整備を推進。

3 事業実施主体

(1)、(2)の事業 都道府県

(3)の事業 都道府県、市町村、森林整備法人

国有林野事業改革の基本的方針

1 公益的機能重視への転換

国有林野の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換

- 公益林 5割→8割
- 木材生産林 5割→2割

2 組織・要員の徹底した合理化、縮減

組織再編を
平成11年3月から実施

国の業務は、保全管理、森林管理等の業務に限定し、造林、丸太生産等の事業の実施は全面的に民間に委託

- ・本庁：管理部・業務部→国有林野部に統合
- ・営林（支）局：14局→7森林管理局
- ・営林署：229署→98森林管理署等
- ・要員：「集中改革期間終了後できるだけ早い時期に業務に応じた必要かつ最小限のものとする」ため職員数の適正化を緊急に推進
職員数：8年度末 153百人 → 12年度末 97百人

3 特別会計の見直し

独立採算制を前提とした企業特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行

4 累積債務の本格的処理

累積債務約3.8兆円

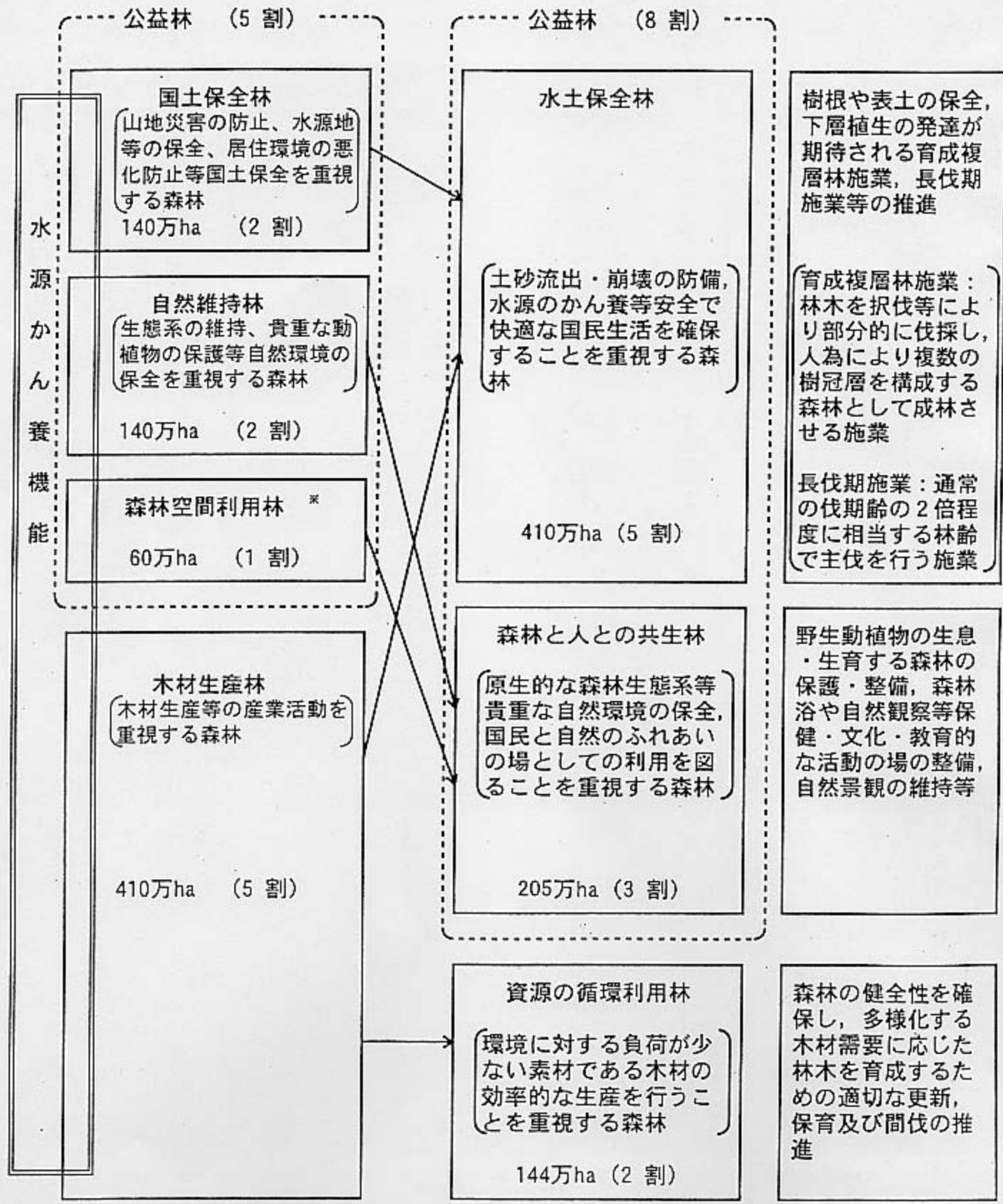
- { 約1.0兆円は国有林野事業特別会計で返済
(利子補給を行いつつ50年で返済)
約2.8兆円は一般会計に承継

国有林野の新たな機能類型区分

〔改革前の機能類型区分
平成10年4月1日現在〕

〔新たな機能類型区分
平成11年4月1日現在〕

(管理経営の考え方)



* 生態系の維持、貴重な動植物の保護等自然環境の保全を重視する森林

人工林における間伐等の管理と生物多様性との関係、及び今後の取扱方針について示してください。また、緊急間伐5カ年対策の概要と実施状況について示してください。

(答)

間伐等の管理と生物多様性との関係、今後の取扱方針

- 1 人工林の間伐については、残存木の成長を促し、健全で災害に強い森林の育成を図るとともに、林内の光環境の改善により、下層植生の発達を促進し、土壌の保全や、動植物の生息・生育環境の多様化に資するものであり、生物多様性の保全を含む森林の多面的な機能の発揮を図る上で不可欠なものである。
- 2 先般策定された森林・林業基本計画においては、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本理念とし、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに望ましい森林の姿等を定めているが、森林施業の実施に当たっては、森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していること等を踏まえ、重視すべき機能以外の機能の発揮に十分配慮する必要があるとしているところである。

緊急間伐5カ年対策の概要等

- 1 緊急間伐5カ年対策は、平成12年度から5年間で150万haの森林（民有林）を緊急かつ計画的に整備することとして、
 - 市町村との協定に基づく最長45年生までの森林を含めた間伐の共同実施
 - 防災の観点から治山事業による間伐の実施
 - 公共事業への活用を含めた間伐材利用の促進
 - 間伐実施に必要な路網の整備及び林業機械の導入等総合的な取組を実施しているところである。
- 2 初年度に当たる平成12年度においては、予定していた30万haの間伐の実施を達成したところである。
 - 本対策の実施に当たっては、地域の関係者が協力して、地域の実情に応じた積極的な取組を推進することが重要であり、今後とも、国、都道府県及び市町村の地域が一体となって間伐を着実に推進していく考えである。

林道整備による生物多様性への影響についての実態・認識と、環境配慮のための取組、今後の林道整備の方針について示してください。

(答)

1 林道は、森林の多面的機能の持続的発揮に必要な森林整備の基盤として必要不可欠な施設であり、都道府県知事が樹立する「地域森林計画」に基づき、市町村等の事業主体が地元要望や地域の実情に即して整備してきているところである。

しかしながら、林道の開設等においては、土地の形状の変更等を余儀なくされることから、地形に沿った線形として自然環境に与える影響を極力抑えたり、動植物の生息等に十分配慮することが重要であると認識しているところである。

2 具体的には、従前から全体計画調査を実施して、事前に動植物の生息状況、地形、地質、水系利用等を把握のうえ、

土地の形状の変更等を最小限にとどめ、土砂の移動を極力抑制

法面の早期緑化、崩壊防止施設、残存森林の損傷防止等を図る工法等の積極的な採用

小動物がはい出せるスロープのついた側溝等の設置

法面等に鳥類の餌木となる植生の導入

等の検討を行い、工事を実施しているところである。

3 今後は、こうした自然環境保全に対応した林道（エコリンドー）を一層推進するとともに、森林の重視すべき機能に対応した林道整備を行うこととし、例えば、

「水土保持林」においては、急傾斜等崩壊の危険性が高い箇所を回避し、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレール等の活用を図るとともに、通行に必要な最小限の幅員に抑制する

「森林と人との共生林」においては、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択し、保全上問題があるところ等は回避する等、自然環境の保全に十分配慮した整備を推進していく考えである。